

平成 29 年 3 月 30 日
文 部 科 学 省
初等中等教育局児童生徒課

いじめの防止等のための基本的な方針の改訂等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「いじめの防止等のための基本的な方針の改訂等に関する意見募集」について、平成 29 年 2 月 9 日から平成 29 年 2 月 28 日までの期間、電子メール・郵便・ファックスを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 312 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 教員の負担軽減について	いじめの未然防止、早期発見等には、教職員同士が、協働できる関係性をつくることが重要であり、多忙を極める教職員が同僚同士で子供について語りあえる時間を確保できるようにすることが必要です。教職員が子供と向き合う時間を確保し、ともに話し合いながらとりくみを進めるためにも業務負担の軽減については、さらに踏み込んだ表現で取組を促すことが必要だと考えます。	御意見の教職員の業務負担の軽減については、すでに「生徒指導専任教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。」と記載されているところ、さらに御意見を踏まえ、「部活動指導員の配置」を追記しました。(21頁)
2. 教員評価について	「教員評価の留意点」において、「学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するように促す」場合には、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る」ことであることから、いじめの発生が教職員の評価に直結されることがないようにする必要があります。「教員評価において、いじめ問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡」を評価するのではなく、日頃からの取り組みや情報共有が重要であることが明確になるようにすべきだと考えます。	御意見については、改定部分に記載されているところであり、その趣旨が徹底されるよう、教育委員会・学校に対する周知に努めてまいります。(22頁)
3. 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応について	いじめ防止等のための基本的な方針の改訂案（平成29年2月7日）において「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」と明記されたことを歓迎いたします。貴省におかれましては、この文言を維持されますことを私どもとして強く期待します。	御意見については、原案のとおり記載しております。(別添2 3頁)

<p>4. マイノリティに属する子ども等への配慮について</p>	<p>「いじめの防止」について、性的マイノリティの子供など、特にいじめの被害を受けやすい子供についての記述が行われていますが、例示された子供の他にも、国連子どもの権利委員会が指摘するその他の差別を受けやすい子供（民族的マイノリティに属する子供、日本国籍を有しない子供、移住労働者の子供など）についても例示し、人権侵害を受けやすい子供として注意を喚起する必要があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントにおいて、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は，言語や文化の差から，学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し，それらの差からいじめが行われることがないように，教職員，児童生徒，保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに，学校全体で注意深く見守り，必要な支援を行う。」を追記しました。（別添2 3頁）</p>
----------------------------------	--	---